年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

山口国民年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 8 月、同年 9 月、47 年 4 月及び同年 11 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月から同年6月まで

② 昭和45年8月及び同年9月

③ 昭和47年4月

④ 昭和47年11月から48年3月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を 照会したところ、納付事実が確認できないとの回答を受けた。

私は、婚姻後の昭和 47 年3月にA市から転居したB市において、A市での未納分も含めて国民年金保険料を納付していたと思う。申立期間の 11 か月分について納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計で11か月と比較的短期間である。

また、申立人がB市に転居して間もない昭和 48 年8月までに、特例納付 や過年度納付により未納保険料を納付している期間が複数確認でき、申立人 は未納期間を解消する意識が高かったことがうかがえる上、申立人は、申立 期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立期間についてのみ保険料 を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の昭和 48 年度の国民年金保険料は現年度納付していることが確認できるが、同年度中において納付可能であった申立期間③及び④の保険料額は、48 年度の保険料額よりも低額であり、未納期間の解消に努めていた申立人が、申立期間③及び④の保険料を納付しなかったとするのも不自然である。

加えて、前記の特例納付や過年度納付については、i)昭和43年1月から44年3月までの期間は、社会保険事務所の記録において未納となっていたが、A市の記録により特例納付されていたことが確認でき、平成20年3月に納付済期間へと記録訂正が行われていること、ii)45年10月から46年3月までの期間の国民年金保険料は、制度上、時効により納付できないはずである48年8月に過年度納付したものと記録されていることなど、社会保険事務所における収納事務や記録管理に不適切な状況が散見される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和26年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年5月1日から同年10月1日まで 私は、昭和23年3月21日にC株式会社のD事業所に勤務し、26年5月 1日にC株式会社の事業を承継(以下「事業承継時」という。)したA株 式会社の社員となり、63年2月29日まで勤務した。

しかし、事業承継時から昭和 26 年 10 月 1 日までの 5 か月が厚生年金保険の被保険者期間とされていない。私と一緒にC株式会社D事業所に配属された同僚を含む同事業所に勤務した者及び他の事業所に配属された同期入社の者に、事業承継時に係る同被保険者期間の欠落は無いと聞いている。私は、申立期間も厚生年金保険料を給与から控除されていたと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社から提出された在職証明書から、申立人が昭和23年3月21日から26年4月30日までC株式会社D事業所に勤務し、同年5月1日から29年3月31日までA株式会社B支店D事業所に勤務し、その後、A株式会社B支店E課等を経て63年2月29日までA株式会社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と一緒にC株式会社に入社し、申立人と同時にD事業所に配属された2人(故人)のほか、同事業所の同僚2人及び申立人と同期入社で他の事業所に配属された2人に事業承継時の際の厚生年金保険被保険者期間

の欠落は無い上、当該元同僚から「申立人は、事業承継時の前後において職務内容に変更は無く、事業承継後もD事業所に継続して勤務していた。」とする証言が得られた。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、A株式会社は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用の有無 及び保険料を納付する義務を履行したか否かについて、「確認する資料は保 存期間が過ぎており、これらの確認を行うことができない。」としており、 事業主が保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる 関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。 また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

山口国民年金 事案 519

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年10月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を 照会したところ、加入及び納付の事実が確認できないとの回答を受けた。

昭和 37 年 2 月の国民年金加入時から、国民年金保険料は集金人に納付していたが、申立期間当時、国民年金保険料を納付していなかったことから、A市から督促通知が数回来ていた。53 年 10 月にA市役所の出納窓口に出向き、滞納していた申立期間の国民年金保険料を一括納付したが、同年 11 月に来訪した国民年金保険料の集金人から、申立期間は国民年金を辞めたこととなっているとの話を聞き驚いたことを覚えている。申立期間は国民年金保険料を一括納付したので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の被保険者資格喪失日と申立人の夫が厚生年金保険に加入した年月日が昭和53年1月6日と同一である上、申立人は申立人の夫から、夫の勤務先が社会保険の関係手続の際、申立人に係る国民年金の被保険者資格喪失の手続も行ったと聞いたとしていることから、申立人は申立期間、国民年金の任意加入対象者で未加入であったことが推測される。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を昭和 53 年 10 月にA市役所の出納窓口で一括納付したと主張しているが、A市からは、「国民年金保険料は市役所内に設置されていた金融機関で納付してもらっており、市の出納窓口で国民年金保険料を収納することはない。」との回答を得ているほか、申立期間は国民年金の任意加入対象者で未加入であったと推測されることを踏まえると、制度上、任意加入手続をしたとみられる 53 年 11 月から遡及して加入及び納付することはできず、申立人が一括納付したとしている滞納額

は、国民年金保険料とは異なるものであったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、「夫が就職した昭和 53 年1月から国民年金保険料の 集金人が来なくなり、同年 11 月から再度集金に来るようになった。同集金 人から同年1月から国民年金を辞めたこととなっていたが、市役所から国民 年金保険料の納付書が届いたので集金に来たと言われた。」と述べており、 集金人の述べたとする内容は社会保険庁の記録と合致しているとともに、同 集金人の発言にも不自然な点はみられない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を一括納付していたことをうかがわせる証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和10年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月30日から44年11月29日まで 私は、A株式会社に在籍したままで給与関係等の待遇も変わらないとい う条件で、昭和41年7月にA株式会社B工場からC株式会社に出向した。 出向期間中の給与は、当初A株式会社及びC株式会社の2か所から支給 があった。その後、昭和43年4月にはD株式会社に出向したが、給与、 賞与及び転勤旅費はA株式会社から支給された。

出向期間中の給与の総支給額は、出向手当や残業手当等でA株式会社B工場勤務時より大幅に増額となった。

しかし、申立期間中の社会保険料は出向先のC株式会社によって納付されている上、標準報酬月額は増額しておらず、D株式会社に出向中であった昭和 44 年 11 月 29 日に、厚生年金保険の適用事業所がA株式会社E支店に変更され、標準報酬月額が倍額以上になっている。

これらのことから、申立期間中の標準報酬月額を低く処理した違法性が うかがえ、現在の年金受取額に影響していると思われるのでこれらの経緯 を調査の上、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の給与は残業等の諸手当で大幅に増額したが、増額分を含めた標準報酬月額に改定されていないのはおかしい。」と主張しているところ、申立人と同様にC株式会社に出向し連絡が取れた同僚4人に当時の勤務状況について照会した結果、全員から「厚生年金保険料の控除についての記憶は無いが出向中は多忙であり、給与の総支給額は残業及び出向手当等で出向前と比較すると2倍前後に増額した。」との回答を得た。

しかし、申立人と同様にC株式会社に出向した同僚 10 人について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録を調査すると、全員の標準報酬月額が前職場に比べ上昇幅は少なく、申立人と同様に昭和 44 年 11 月 29 日にA株式会社E支店において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際に標準報酬月額が倍額程度に上昇している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、昭和44年11月29日に複数の関連会社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しA株式会社E支店において資格取得している42人の標準報酬月額を調査したところ、6人を除いて倍額前後の上昇幅が確認でき、申立人が勤務した関連会社からの出向者のみが他の事業所の同僚と取扱いが異なり、標準報酬月額が低額であるという状況は見当たらない。

さらに、C株式会社における事務担当者及び同僚は「出向当初給与は出向した先とA株式会社の2か所から支給があり、昭和44年11月ごろに出向した社員は本社待遇となった。その際標準報酬月額についても訂正したのではないか。」と述べているがその事実を確認することができない。

加えて、申立人が勤務した申立期間中の事業所は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立人が在籍していたA株式会社の後継企業であるF株式会社に、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について照会した結果、「申立て後、申立人と面談を行ったが、当時の状況を確認することはできず、合併の繰り返しにより関連資料も無いため確認できない。」との回答を得た。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 大正11年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年6月1日から同年10月1日まで 私は、昭和15年4月に株式会社A(昭和18年に合併し「B株式会社」 となった。)に入社し、経理職を経て19年11月より研究所勤務となった。 B株式会社在職中に受け取った厚生年金保険被保険者証の資格取得年月 日は、昭和19年6月1日と記載されているが、ねんきん特別便で確認し た資格取得年月日は、同年10月1日となっている。申立期間を厚生年金 保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、B株式会社において昭和18年8月1日から健康保険の被保険者 資格を取得し勤務していたことは、申立内容及び社会保険事務所の記録から 確認できる。

しかし、申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の関連資料は無い。

また、申立期間当時の厚生年金保険法(昭和19年2月16日法律第21号)は昭和19年6月1日に施行されているところ、申立人は同法により新たに被保険者とされる職員であったと推認できるが、同法附則第1条及び第3条の規定に基づき同年10月1日から保険給付及び保険料の徴収等が行われていることから、申立期間は、同法の保険給付及び費用の徴収等に係る施行準備期間であり、当該期間は同法附則第5条に基づき厚生年金保険の被保険者期間にも算入しないこととされている。

さらに、厚生年金保険法による保険給付及び費用の徴収等については、昭和 19 年 5 月 24 日勅令第 362 号により、「昭和 19 年 10 月 1 日より施行する。」と定められており、申立期間において、B株式会社が当該法令とは異

なる事務処理を行い、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたとは 考え難い。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月21日から45年3月10日まで 私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申 立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

昭和41年ごろ、A株式会社に勤務していた時、B株式会社の経理事務に誘われて同社に転職した。B株式会社は主に喫茶店、クラブ等を経営しており、従業員は、正社員及びアルバイトが各10人程度いた。私は女性社員と二人で経理事務をしていたが、社員の給与計算は自分がしており、月1回、社会保険事務所に納付する社員の社会保険料を同社経営者の親族に当たると思われる女性に渡していたが、45年3月ごろに同社は突然閉店した。この間、厚生年金保険料を納付していたはずであり、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人は昭和41年11月21日にB株式会社の厚生年金保険の資格を喪失しており、これは雇用保険の離職年月日の翌日であり、記録は一致している。

また、申立人は、「社員の給与から社会保険料を控除し、経営者の親族と思われる女性に渡していた。」と述べているが、営業事務を担当していた同僚は、「私は、会社にいた最後のごろには給与が支払われなくなったので辞めたと思う。」と供述しており、当該同僚は、B株式会社に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和 41 年 12 月 1 日の 3 か月後には、別の会社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、41 年末ごろから経営が悪化し、給与も支払われていなかったことがうかがわれる。

さらに、B株式会社は昭和 41 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所で

なくなっており、社会保険事務所に保管されているB株式会社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、社会保険事務所において、41 年 12 月 3 日に申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失届を受け付けていることが確認できるとともに、健康保険証を返納したことを意味する証返納に丸印が記されている。

このほか、申立人が申立期間においてB株式会社に勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたをうかがわせる同僚の供述、関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険 料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から57年2月まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申 立期間の加入記録が確認できないとの回答を受けた。

申立期間当時、株式会社Aに勤務しており、給与から税金、社会保険料も控除されていた記憶がある。また、当時、同社の野球部に所属し、監督の名前も覚えており、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間、勤務していたと主張している株式会社Aでは、「申立人に係る人事記録は見当たらず、申立期間に在籍していたかどうか不明である。申立人については、厚生年金保険に加入していた期間(昭和 54 年 4 月 2 日から 55 年 1 月 30 日)の資格取得及び資格喪失時の関係書類は保管しているが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届等の関係書類には、申立人の氏名は見当たらない。」としている。

また、申立人の雇用保険の加入記録を見ると、昭和 54 年 4 月から 55 年 1 月における株式会社Aの厚生年金保険の加入期間と一致している記録は確認できるが、申立期間の加入記録は見当たらない。

さらに、申立期間に株式会社Aの厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の同僚は、「申立人の名前に記憶は無い。」と供述しており、申立人が申立期間当時勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管している株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和 56 年 10 月から 57 年 3 月までの被保険者資格取得者を見ると、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も見

られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。